

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目次
◇規 則
理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県警察官顕彰条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九十三号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第一条 理容師法施行細則(昭和三十六年十月鳥取県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号まで中「証文通知書」を「簿式」に改める。

別記様式第五号中

免許の取消理由及びその年月日又は業務の停止の理由及び年月日			
を			
管理理容師講習会修了証の番号及び修了年月日	第	号	年 月 日修了
業務停止の処分年月日 期間及び理由並びに処分をした者			
免許取消の処分年月日 及び理由並びに処分をした者			

に改める。

別記様式第六号から別記様式第八号まで及び別記様式第十二号中「簿式」を「簿式」に改める。

別記様式第十四号中「簿式」を「簿式」に改める。

別記様式第十五号、別記様式第十八号及び別記様式第二十号中「簿式」を「簿式」に改める。

別記様式第二十二号を次のように改める。

別記様式第二十二号を次のように改める。

別記様式第二十二号を次のように改める。

別記様式第22号 (用紙は、B列5番とすること。)

理容所開設届

職 氏 名 殿

次のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定によりお届けします。

年 月 日

開設者 住所 (法人にあつては、主たる事務所所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

㊦

名 称			所在地		
開設者	免 許	都道府県第 号		年 月 日	
	管理理容師講習会修了証	第 号		年 月 日	
管理理容師	住 所				
	氏名・生年月日			年 月 日	生
	免 許	都道府県第 号		年 月 日	
	管理理容師講習会修了証	第 号		年 月 日	
従業者	住 所	氏 名	生年月日	免 許 証 番 号	免許取得年月日
				第 都道府県 号	
				第 都道府県 号	
				第 都道府県 号	
理容所の構造及び設備の概要			別添のとおり		
開設予定年月日	年 月 日				

添付書類

- 理容所の構造及び設備の平面図
- 開設しようとする理容所附近100メートル以内の見取図
- 理容師についての結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書
- 理容師法第11条の3第1項に規定する理容所の開設に係る場合は、管理理容師の講習会修了証の写し
- 外国人が届出をする場合は、外国人登録法による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書

注 開設者が、自ら管理理容師となる場合は、管理理容師の欄には、氏名及び生年月日のみ記載すること。

別記様式第二十三号中「保健所長」を「職氏名」に改める。

別記様式第二十四号を次のように改める。

別記様式第24号 (用紙は、B列5番とすること。)

理容所開設届出事項の変更届

職 氏 名 殿

次のとおり変更したので、理容師法第11条第2項の規定によりお届けします。

年 月 日

開設者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

㊦

理容所の名称	
理容所の所在地	
変更年月日	
変更事項の内容	

添付書類

- (1) 構造及び設備の変更に係る場合は、その構造及び設備の明細図
- (2) 理容師の新たな使用に係る場合は、その者についての結核、トナホーム、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書及び理容師免許証の写し
- (3) 管理理容師の設置又は変更に係る場合は、管理理容師の講習会修了証の写し

別記様式第二十五号中「鳥取県知事」を「職氏名」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第二条 美容師法施行細則(昭和三十六年十月鳥取県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号まで中「鳥取県知事」を「職氏名」に改める。

別記様式第五号中

免許の取消理由及びその年月日又は業務の停止の理由及び年月日	を	
管理美容師講習会修了証の番号及び修了年月日	第 号	年 月 日修了
業務停止の処分年月日期間及び理由並びに処分をした者		
免許取消の処分年月日及び理由並びに処分をした者		

に改める。

別記様式第六号から別記様式第八号まで及び別記様式第十二号中「鳥取県知事」を「職氏名」に改める。

別記様式第十四号中「保健所長」を「職氏名」に改める。

別記様式第十五号、別記様式第十八号及び別記様式第二十号中「鳥取県知事」を「職氏名」に改める。

記号様式第22号(用紙は、B列5番とすること。)

別記様式第22号(用紙は、B列5番とすること。)

美容所開設届

職 氏 名 殿

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定によりお届けします。

年 月 日

開設者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

㊞

名 称			所在地		
開設者	免 許	都道府県第 号		年	月 日
	管理美容師講習会修了証	第 号		年	月 日
管理美容師	住 所				
	氏名・生年月日			年	月 日 生
	免 許	都道府県第 号		年	月 日
	管理美容師講習会修了証	第 号		年	月 日
従業者	住 所	氏 名	生年月日	免 許 証 番 号	免許取得年月日
				第 都道県 号	
				第 都道府 号	
				第 都道府 号	
美容所の構造及び設備の概要			別添のとおり		
開設予定年月日	年 月 日		-		

添付書類

- (1) 美容所の構造及び設備の平面図
- (2) 開設しようとする美容所附近100メートル以内の見取図
- (3) 美容師についての結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書
- (4) 美容師法第12条の2第1項に規定する美容所の開設に係る場合は、管理美容師の講習会修了証の写し
- (5) 外国人が届出をする場合は、外国人登録法による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書

注 開設者が、自ら管理美容師となる場合は、管理美容師の欄には、氏名及び生年月日のみ記載すること。

別記様式第二十三号中「保健所長」を「職氏名」と改める。
別記様式第二十四号を次のように改める。

別記様式第24号 (用紙は、B列5番とすること。)

美容所開設届出事項の変更届

職 氏 名 殿

次のとおり変更したので、美容師法第11条第2項の規定によりお届け
します。

年 月 日

開設者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

④

美容所の名称	
美容所の所在地	
変更年月日	
変更事項の内容	

添付書類

- (1) 構造及び設備の変更に係る場合は、その構造及び設備の明細図
- (2) 美容師の新たな使用に係る場合は、その者についての結核、ト
ラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書及び美
容師免許証の写し
- (3) 管理美容師の設置又は変更に係る場合は、管理美容師の講習会
修了証の写し

別記様式第二十五号中「鳥取県知事」を「職氏名」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部
の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十六年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九十四号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
一部の施行期日を定める規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和
四十六年十月鳥取県条例第四十五号)中別表の第一種県管住宅の表の面影
第一団地に関する部分の施行期日は、昭和四十六年十二月二十七日とす
る。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

昭和四十六年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

上粟島第六 六、二九〇円

を

上粟島第六	六、二九〇円
面影第一	七、六五〇円

に改める。

附則

この規則は、昭和四十六年十二月二十七日から施行する。

鳥取県警察官顕彰条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九十六号

鳥取県警察官顕彰条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県警察官顕彰条例施行規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条から第三条まで中「警察官」を「警察職員」に改める。

第四条第三項中「及び警備部長」を「、警備部長及び交通部長」に改め

る。

様式第一号及び様式第三号中

「官 察」を「官 察 職 員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】